

精華町教育委員会議事録

令和4年（第1回）

- 1 開 会 令和4年1月24日(月) 午後2時30分
閉 会 令和4年1月24日(月) 午後3時45分
- 2 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員
- 3 欠席委員 なし
- 4 出席事務局職員
浦本教育部長 杉本総括指導主事
田原生涯学習課長 平井学校教育課係長
- 5 傍聴者 0名

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第1回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和3年第12回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

- ・ 全員承認

(3) 教育長報告事項

1月11日、学校教育課職員が窃盗で逮捕される事象が起こり、教育委員の皆様、町民の皆様にご心配やご迷惑をおかけしていること、深くお詫び申し上げます。今後、警察、司法当局による事件の取扱いの進展をもとに、教育委員会として厳正に対処する。

1月10日、精華町成人式が京都府立けいはんなホールにて挙行された。感染症対策を講じながらの開催であったが、良い天気にも恵まれ、400名を超える新成人の参加のもとで厳粛、静粛に行われた。

オミクロン株による感染拡大が著しい。11月24日に南アフリカで初めて報告されてから、わずか2か月であるが、デルタ株よりも強い感染力と短い潜伏期間であり、若年者に発症する例が多く、重症化リスクが小さい等の特徴を持って、猛威を振るっている。国は、特にワクチンの3回目接種、子どもへの接種を急ぎ進めているが、これまでと違って保健所の疫学調査に学校が相当協力しなければならない状況である。学校での対応策は、基本的には府の教育委員会が府立学校に通知した内容を参考に対応し、教育を止めず、学校全体に拡げないことが肝要である。そのため部活動、集団登校、学童保育も含めクラスを越えて児童生徒が交わる場面に注意する、特に教職員の間には拡がらないような対策を打つ、この2点を重視して取り組む。

(4) 議決事項

議案第1号 精華町防災食育センター新築工事（機械設備工事）請負契約の締結について

教育部長 【提案説明】

当初の入札において、一旦入札申込みがあったが、最終的に全ての業者が入札を辞退するという結果となったため、設計の見直しを行い、再度入札手続を進めていたが、令和4年1月19日の開札により、契約金額と仮契約の相手先が決定した。

契約金額は4億700万円、契約の相手方は吉田・翔和共同企業体。

もう1者は最低制限価格を下回ったため失格となった。

(採決一全員挙手により原案どおり決定)

議案第2号 令和3年度精華町議会定例会1月第2回特別会議提出議案に係る意見聴取について（令和3年度精華町一般会計補正予算（第11号））

教育部長 【提案説明】

教育に関する補正予算額として、歳出で1,700万円

の増額補正となる。

繰越明許費補正も同額の1,700万円。

小・中学校感染症対策用機材等整備事業の消耗品として1,000万円と事業用備品購入費として600万円の計1,600万円を事業費として計上。

また、図書館感染症対策事業の排気ファン整備の委託費として50万円と施設用備品購入費として50万円、計100万円を事業費として計上。

事業概要としては、国において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第5次交付分の追加交付が決定したことを受け、これを活用するため、町立小・中学校における感染拡大の防止及び感染拡大時における遠隔授業等の実施に資する指導者用デジタル教科書の購入や、機材の整備に係る費用を新規計上する。なお、事業に要する費用の全額が交付金として国から措置される。

図書館感染症対策事業についても同じく、地方創生臨時交付金を活用するため、図書館施設における感染症対策に資する備品、機器改修に係る費用を新規計上する。事業に要する費用の全額が令和4年度に繰り越して予算執行できる形の交付金として国から措置される。

第5次分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額が1億3,853万3,000円となっており、このうち1,700万円が上記2事業の財源となる。

井上委員 遠隔授業配信用機材一式というのは具体的にどんな機材なのか。

教育部長 映像を撮影して配信する機材として、三脚、ビデオカメラ、タブレット端末を1セットとして用意している。これらを学校に配置していたが、まだ台数が少ない。学級閉鎖や全校臨時休業をした時に、家庭での学習保障をするために、先生の声や音を聞き取りやすいようヘッドセットマイ

ク等の装置もそろえ、各学校に配備しようと考えている。

指導者用のデジタル教科書を大型提示装置に映すことができ、通常の授業でも活用できるが、更に、それを撮影用機材を使って撮影し、遠隔授業、特に家庭配信する際に活用していきたいと考えている。

(採決一全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項

令和4年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について

【概要説明】

(総括指導主事)

前回いただいたご意見を参考に変更をおこなった。

まず「はじめに」では、前回、「今後大きく変貌する社会の見通し」という言葉と、「めまぐるしく変化する社会において」という言葉で、あまり違いがないのではというご意見をいただいた。こちらについては、第2期京都府教育振興プランの「京都府の教育の理念」、「目指す人間像」の記載内容を参考に、「確かな見通しを持って」を「変化を前向きに捉えて」という言葉に変更して、同プランとの整合をはかった。

次に、「1 学校経営の基本事項」について、(1)から(7)まで項目があるが、これは優先順位の番号付けということではなく、教育を体系的に捉えた整理であることを確認させていただきたい。

その中で、ご指摘のあった(2)の「育む」は平仮名に改めて表記の統一をした。

更に前回ではカリキュラム・マネジメントについて「推進と充実」という表現を使っていたが、これまでの推進を踏まえて中身を整えていくという意味で「充実」という言葉1つに絞った。そして、「教育内容、指導方法の改善に努める。児童生徒にとって安心・安全な魅力ある楽しい学校を目指し、各学校の課題や特色に応じた創意ある学校経営を推進する」という形に修正して、学校の安心・安全と創意ある学校経営をカリキュラム・マネジメントを通して各学校でつくり上げていくという内容にしている。

また、働き方改革の項目について、生徒の指導を充実させることは教職

員の健康あつてのことと結びつけるのはどうかというご意見をいただいたことから、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底についての通知の内容を参考に、まずは教職員の人間らしい生活を保障した上で、そこからの生徒指導であり、仕事の充実につなげていくことを目指すというまとめとした。

次に、「2 未来を生き抜く子どもの育成」の項目名「環境教育の推進」については「持続可能な社会の創り手の育成」とした。前回、「貢献できる人材」と「担い手」はどう違うのかとご意見をいただいたことから、学習指導要領を参考に、貢献できる人材でもなく、担うということでもなく、新しく創っていくという意味を含めた内容とした。

また、「3 学研都市を活かした教育の推進」については、略称ではなく「関西文化学術研究都市」という正式名称に統一した。

(生涯学習課長)

社会教育指導の重点については、前回ご説明したものから特に変更点はない。

高岡委員 人権教育の推進の項目で、文章内に「一人一人を大切に
した教育を推進」とあるが、一人一人と聞くと他人のこと
だけのよう気がする。本人を大切にすることも含め、「自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認める人
権感覚をバランスよく身に着けることが大切」というよう
な表現にしてはどうだろうか。

総括指導主事 今回参考としている京都府の振興プランや文部科学省の
ものを確認し、改めて表現を研究させていただく。

松下委員 人権や教育などではいろいろな考え方があり、言葉を選
ぶのも難しいので、今回答があったように文部科学省や京
都府教育委員会の発行物の表現に合わせるという考え方で
検証を進めてもらう形で良いと思う。ただ、何を参考にし

たかも記載いただけると、校長が教職員に指導する際に有用かと思うので、お願いしたい。その中で3点質問させていただく。

1点目、(4)心の教育、道徳教育の推進で、令和3年度の場合は最後の締めが、「校内体制を整備する」とあるが、今年度は削除され全く述べられていない。これについては各学校とも校内体制がちゃんとできたと理解すれば良いのか。

2点目、「持続可能な社会」という言葉が色々なところで使われているが、環境教育という言葉自体を使わなくなったのだろうか。

3点目、社会教育の関係の(5)町立図書館の充実に、「高齢者や身体障害者などの読書活動を支援する」とあるが、この「など」については平仮名ではなく、漢字にすべきではないか。

総括指導主事

校内体制については、特別の教科道徳になってから数年が経ち、校内体制としては十分整備できていると捉えるべきだと思う。令和4年度は、教師の指導力を高めることで児童生徒の道徳的実践力を育成するという結びにした。

また、環境教育という言葉は今でも使われている。持続可能な社会という言葉は、決して環境教育だけを指すのではなく、多様性という意味も含まれ、環境教育より指す部分が広がっている。こちらの項目のまとめ方についてはもう少し研究させていただく。

松下委員

環境教育という言葉そのものがなくなるのは寂しい気がするし、プラスチックの問題等、今この時代に「環境」について考えることは大事なので、「環境」という言葉をどこかに残せたらいいと思う。「持続可能」の意味は広くなかなか難しい部分もあるが、もう一度そこも含め、整理していただきたい。

川村教育長 人権教育の項目の「一人一人」に関しては、指導の重点は指導者側の視点でまとめるもので、学校の教師から見たときに客体である子ども一人一人に同じように大切さを見出して教育するという趣旨であり、高岡委員がおっしゃった子どもたちから見ての表現ではないと思う。

高岡委員 了解した。

川村教育長 松下委員ご指摘の「等」を平仮名とするか漢字とするかということに関しては、基本的に「等」は「とう」であるが、堅いため「など」にされていると理解している。しかし、改めてもう少し研究を事務局でさせていただく。

また、環境教育という言葉についてだが、国連が提示しているSDGsのいくつかの目標は、環境教育よりもはるかに幅が広い。

環境問題についても人類社会の生存に関わるものとして捉えていて、深刻な課題として掲げられている。そのため、持続可能な社会という言葉で、社会的な事象も含めて、子どもたちへの教育として幅広く提示したほうが取りこぼしのない表現になると思っている。

新司委員 社会教育部分について1点お聞きしたい。「男女共同参画の推進」の項目で「女性リーダーの育成に努める」と書かれているが、これはあえて書いているのか。この言葉自体が、女性の意識がはまだまだ男女共同参画というものに至っていないと言っているようで、違和感を覚える。町の条例や計画では、女性リーダーというような言葉は入っていなかったように思う。

松下委員 同じように感じた。項目名として男女共同参画と書いてあるので、改めて書く必要があるのかと思う。

生涯学習課長　　この項目については、令和3年度の重点から項目を移動したもので、新たに追加したものではなく、また、役場組織でよく用いている表現であるため、私自身は違和感は覚えていなかったが、ご指摘いただいた視点から適切かどうかを確認させていただきたい。

松 下 委 員　　学校訪問の際に授業改善で少し遅れている部分、現状と目標のギャップがあるなど感じたので、それをどのように指導の重点に反映していくかを考えてみたときに、学力の充実、向上という内容が、令和3年度の重点にも3箇所も書いてあり、今回の案と内容が変わっていなかった。

学力テストで状況が明らかになった6年生の算数のように、授業の改善が必要な状況は継続しているので、更に何か一つ、具体的に踏み込んだ内容を記載したい。

総括指導主事　　ICTの活用による授業改善とは別に、その他の方法での授業改善ということをおっしゃっていると理解した。授業のめあてや振り返りがなかったという具体的な内容、それらは教師の指導力にも関わる部分だと思うので、何か踏み込めるところがあるか研究させていただく。

松 下 委 員　　ICTに関しては5小学校すべてで一生懸命子どもたちが使っていた。ただ、ICTを活用することによって、逆に会話が弾まず、コミュニケーションが減るという流れになりかねない。そのような中、ある小学校ではICTを使いながら主体的・対話的で深い学びができていた状況があった。そのため、今後、主体的・対話的で深い学びを進めながら、そこにICTをどのように絡めて活用していくかを検討することが令和4年度の課題だと感じている。

井 上 委 員　　私が教員だった頃を振り返ると、校長は、年度当初には

学校の経営方針をきっちり全教員に示すが、その後は、一般の教師に指導の重点について指導していく場面はほとんどなかったと思う。中には配られてもまったく見ようともしない者もいた。

自分たちが何に基づいてどのように子どもに力をつけていかなければいけないかという方針、方向性を教員に伝えるよう、教育委員会から各校長に指導してもらえたらと思う。

川村教育長　私は、このように委員の皆様と何度も議論にかけ、作りあげるプロセスの中で、私たち自身が一つの考え方を持つということに意義が大きいと考えている。次のステップとして、各学校の校長先生、一般の教職員に伝えていくという部分にはまだ課題があるということなので、精華町教育委員会として指導の重点という軸を作り、それを委員のご意見を踏まえて、しっかりと徹底しなければならないと思う。

また、環境の項目についてももう少し述べさせてもらおうと、これまでは身近なところでごみが落ちていたり、川が汚れている等、小さな問題をきっかけとして子どもに気づかせてという内容だったが、国連からは人類の生存に関わる問題として提起されている状況であることから、我々も持続可能な社会の実現という大きな視点を持たないと弱いのではと思っている。

それでは本日の協議を踏まえて次回までに事務局で検討、整理をさせていただく。

中学校給食の運営に関する基本的事項について

【概要説明】

(教育部長)

昨年11月の委員会において、基本的事項の案として4点を提案させていただいた。

1 点目、実施時期は、令和 5 年度の 2 学期とする。

2 点目、運営体制としては、民間委託を行う。また委託する業務の種類については、主な事項として食材検収、調理、配送・回収、配膳、洗浄・残菜等処理とする。

3 点目、委託業者の決定方法は、公募型のプロポーザル方式とする。

4 点目、学校給食委員会への参加により、小学校給食との共通化を図り、業務の効率化を推進する。

提案説明に対して委員の皆様からいただいたご意見としては、予定どおり令和 5 年 2 学期で中学校給食の開始ができるように強い思いで臨むこと、残菜の処理など環境面に配慮した運営という観点で業者を選定すること、食べ残しの減少につながるおいしさを追求すること、円滑な組織運営のため防災食育センターの責任者を明確にすること、そして、新たに配属される栄養教諭には各先生方と協力して給食業務に取り組んでもらえる体制づくりをすること、などが主な内容であった。

これらのご意見については、今後、事務局で取り組む業務仕様書の作成などに反映させていただき、防災食育センター新築工事と併せて、予定どおり、令和 5 年度の 2 学期から中学校給食を開始できるよう、全力で進めてまいりたい。

(採決—全員挙手により原案どおり決定)

精華町奨学金及び精華町社会福祉奨学金の今後の取扱いについて

【概要説明】

(教育部長)

昨年 1 1 月の教育委員会において、事務局から今後の取扱いの案として、2 点ご提案させていただいた。

1 点目が、奨学金の方向性として、この 2 つの奨学金制度の新規募集を令和 4 年度から停止すること。

2 点目が、経過措置として現在奨学金の給付を受けている生徒には、高等学校を卒業するまでの間はこれまでどおり給付を継続すること。

この提案説明に対して委員の皆様からいただいた主なご意見としては、国・府からの支援が十分な水準であれば廃止することで問題ないが、実態

調査をして支援の水準が十分でない生徒が存在するなら、この制度を存続させることも一案ではないか、また、国・府の支援が充実したのであれば、寄附金が尽きた時点で制度廃止すべきではないか、そして、本当に支援を必要としている家庭への給付ができていないのか疑問に感じる、などであった。

また、昨年末の総合教育会議でご報告したとおり、校長会で各中学校の校長にも意見を伺ったところ、制度創設時から進学率等の状況は変わっており、実態に合わなくなっているのではないかという意見や、年度による対象数のばらつきや、学校からの推薦のタイミングによっては給付が受けられない場合があり、不公平な制度であるといった意見が出て、新規募集を停止することについての反対意見はなかった。

実態調査を行って、支援の水準が十分ではない生徒がいるのであれば、制度を存続すべきではないかのご意見については、事務局としては、京都府外の高校に通う生徒全ての経済的事実の実態を調査することは現実的に困難であり、そうした国・府の不足については、本来、国・府において対応されるべきものと考えていることから、改めて原案のとおり提案させていただくものである。

松 下 委 員 経済格差が広がっていて、行きたくても高校へ行けない、毎日の食事さえ厳しいというような家庭があり、子ども食堂も流行っている。保護者から学校や教育委員会に経済的に大変だという相談などはあるのか。

教 育 部 長 経済的な理由で高校に進学できない子どもがいるかという点については、進学状況を見ても本町内については、そのような状況ではないと理解している。

教育委員会が経済的に困窮しているという相談を直接受けている訳ではないが、小・中学校の就学援助は行っており、基準に合致した家庭については当然支援をしている。

就学援助の対象者数については減少傾向にあるが、それは、経済的に改善したというより、少子化により対象の児童生徒が減っていることが原因だと分析している。

高校、大学に係る学費の支援については、町教育委員会の守備範囲からすると手出しすることが難しい領域である。他府県に進学しているケースについては、都道府県ごとに支援制度が異なっており、実態を把握することは難しい。京都府の制度は全国トップクラスであるため、本制度の廃止により大きな経済的な問題が生じることにはならないと考えている。

松 下 委 員 相 談 は 直 接 聞 い て い な い 、 学 校 か ら の 相 談 も な い と い う 理 解 で 良 い か 。

教 育 部 長 問 題 な い 。

(採決—全員挙手により原案どおり決定)

(6) 事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に 関 し て

全国的な感染者の急増により、多くの都道府県でまん延防止等重点措置が適用され、京都府についても大阪府、兵庫県と共同でまん延防止等重点措置の申請を実施し、政府は1月25日にも適用を決定する方向と報道がなされている。

町内では1月12日以降、急激に新規感染者が増加し、1月23日発表までが全体で526名であるのに対して、1月の新規感染者数が179名と1月だけで全体の3分の1強を占めている。

町内の小・中学校での感染状況については、小学校で30名、中学校は3名、教職員等の感染は3名。精北小学校では、京都府からクラスターと認定されるような感染が拡がり、第4学年では学級閉鎖が続いているが、1月15日には担任の教員も感染したため、その教員と関与のあった

教員26名については、念のため16日にPCR検査を実施し、17日は全校臨時休業とさせていただいた。幸いにも26名全ての教職員の陰性が確認され、翌日18日から当該学級を除く全ての学級の登校を再開した。

児童生徒が感染した場合、保健所の疫学調査に協力するとともに、校内の消毒作業を実施するほか、濃厚接触者、念のためのスクリーニング検査を行う子どもたちの有無によって、必要な場合に学級閉鎖あるいは学年閉鎖を実施している。

本町教育委員会としては、これまでからも京都府教育委員会からの感染防止対応の通知に則った対応を進めており、1月20日に開催した教頭会でも周知徹底を行った。

主な概要については、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動、特に部活動について学校外の者が関わる活動などについては実施の再検討を行って、必要最低限の内容にするという通知である。部活動については参加者、場所、時間、宿泊や他府県との交流などに制限が設けられたほか、週末の土日の部活動を休止することが含まれるが、部活動の指導に当たる教職員を含めて週末に他の生徒、教員と接触する機会が生まれず、仮に週明けに感染が判明しても、学校で接触する生徒同士は格段に減少し、感染拡大防止に有効であるとこれまでの事例でも確認されているところである。

17日に開催した臨時校長会においても、児童生徒、教職員の感染自体を防ぐことは困難であるため、学校で感染者が出てもいかに学校教育活動を継続していくかという観点から、これまでの感染防止対策に引き続き取り組むとともに、教員同士の接触を避け、子どもを含め感染を拡げない対策をするように徹底している。

24日からは、新型コロナ感染者対応について、新たな保健所の対応が始まり、学校の児童生徒で感染者が発生した場合に、保健所が実施する疫学調査を迅速かつ的確に実

施していくために、学校側が濃厚接触者の基準に合致する児童生徒をリストアップして保健所に報告をすることとなった。これまでは学校から学級の名簿や席順で学校の授業の様子を資料として保健所に提供し、保健所がその資料を分析しながら濃厚接触者の特定をしていたが、保健所の業務が逼迫してそのような業務に当たれないことから、保健所が示す基準に該当する子どもをリストアップして、先に保健所に報告する。それを受けて保健所は、学校から提供された資料と照らし合わせて濃厚接触者を特定し、学校が検査キットを保健所に取りに行き、その検査キットを該当の児童生徒へ届け、検査は自宅で行っていただいた後、学校が検体を回収して保健所に検体を届けるという形で対応を進める。

また、検査結果が陽性であった場合は、保健所からその家庭に通知をするが、陰性の場合、まとめて学校に報告があり、学校から各家庭に結果を伝える形となる。

これまで実施していたスクリーニング検査については、保健所の行政検査では実施されないこととなった。急激な感染拡大で保健所の業務が逼迫し迅速な対応が取れない状況の中で、必要な検査が実施されず、学校で感染が拡大するということを防ぐために、文部科学省からも保健所へ協力するよう要請文書が発出された。学校現場も大変な状況ではあるが、苦渋の判断で保健所との連携を学校現場にお願いしている。

また、教職員とその家族の感染により、学校運営に支障を来すおそれもあるような状況であるため、教育委員会では、教職員の対応用に抗原検査キットを必要数備蓄し、すぐに検査を実施できる準備を進めている。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

1 2月の問題事象はなし。

不登校は10名。

(2) 中学校

12月の問題事象はなし。

不登校は36名。

総括指導主事 2 問題事象の発生件数について

前年度と比べて、小学校は発生件数もなく全体的に少ない。指導の充実とともに未然防止に努める。

長期欠席について、中学校は11月より減っているが、大きく状況が変わったということではない。引き続き、家庭と連携を取りながら取り組んでいきたい。

総括指導主事 3 重災害事故報告について

小学校、中学校ともになし。

総括指導主事 4 生徒指導報告（4月～12月）について

毎月の生徒指導報告について、4月から12月までの統計となっている。問題行動は小学校は0件、中学校は7件となった。令和2年度の小学校は4件、中学校は9件だったため、昨年度より減っている。

不登校については20日以上欠席している児童生徒数を対象とし、小学校は9名、中学校は42名となった。令和2年度は小学校が10名だったので1名減っているが、中学校は29名から13名増加した。これについては全国的にも問題行動の減少、不登校の増加傾向が見られ、要因としては長引くコロナ禍の影響も考えられる。引き続き見守りを続けていく。

総括指導主事 5 いじめ調査集計について

11月に実施したアンケートによるいじめ調査の集計で、1回目の追跡と2回目の集計の報告である。

小・中学校に分けて全体の認知件数を出し、更に、A

「まだ行為がある、嫌な思いをしている」、B「行為は止んでいるが、不安が残っている」、C「見守りの状態が必要である」の3つの項目に分けて追跡調査、面談をし、現在の状況を件数で表した。

1回目の追跡結果について、小学校は認知件数380件に対してA及びBは0件、Cは23件だった。残る357件が解消となっており、解消率は94%である。

中学校では、認知件数22件に対してAは0件、Bは1件、Cは1件、解消が20件となり、解消率は91%である。

2回目の調査結果について、小学校では認知件数283件に対して、Aは25件、Bは18件、Cは232件、解消が8件となる。

中学校では認知件数25件に対して、Aは10件、Bは5件、Cは9件、解消は1件となる。

小・中学校とも見守り状態が3か月継続すると解消扱いとなることから、2回目についてはまだまだ低い状態となっている。

アンケート調査であり、児童生徒が自分の思いを自由に書いて良いと認識していることから件数としては多く出ている。1回目、2回目ともに、大きな問題事象はないが、今後も丁寧な指導を継続し、解消につなげていきたい。

今後はこの1回目と2回目の未解消と、気になる児童生徒への面談を3回目の調査とし、年間のまとめとして3月に報告することとなっている。

生涯学習課長 1 京都府暫定登録文化財の新規認定について

京都府内に存在する文化財のうち、将来、国指定や京都府指定登録となる可能性のある文化財を対象に、貴重な文化財が災害などによって破損、劣化、散逸しないよう、京都府が暫定登録して修復、保存、防災のための補助を行う、暫定登録文化財の制度が平成29年に創設されている。

1月12日に開催された京都府の文化財保護審議会において、北稲八間地区の阿弥陀寺木造阿弥陀如来坐像が新たに京都府の暫定登録文化財として認定された。平安時代に作られた古像であることが認定理由であり、今回の認定によって精華町内における京都府の暫定登録文化財は、合計で12件となった。

生涯学習課長 2 令和4年精華町成人式について

1月10日成人の日に、京都府立けいはんなホールメインホールで成人式が無事行われた。今年度も時間短縮、規模縮小で行い、式典は30分、第2部の成人の集いで30分、合計1時間で成人式を終えた。保護者や来賓等関係者の入場制限も行い、成人の集いでは恩師からのメッセージをいただいた。成人式の実行委員会には12人の新成人が参加した。出席は401名、出席率は84%だった。昨年度は348名、出席率は約75%だったが、緊急事態宣言が発令される直前だったため、コロナの影響が大きかったのではないかと分析している。

生涯学習課長 3 精華町民文化賞・スポーツ賞について

選考委員会メンバーとして川村教育長と松下委員にお世話になるが、今のところ、選考委員会の開催については未定で、2月末頃の開催予定で調整をしている。先週1月21日金曜日に推薦の手続きを締め切り、事務局で推薦候補書類が出されたものについて作業している。

松下委員 不登校について伺う。コロナ禍で色々な行事がなくなって、学校は授業だけになってしまっている。登下校の様子を見ても、子どもたちにいつもの明るさがないと感じる。小・中学校の行事、活動の状況を分かる範囲でいいので教えて欲しい。

総括指導主事 校長会などで各校の様子を聞いたところ、この急激な感染拡大が来てからは、中間休みや昼休みを短縮して在校時間をできるだけ短くするような校時変更をしている学校もあるようだ。

小学校においてはグラウンドを使う際も学年ごとに制限している学校もあるが、そうすると使える回数も少なくなっていると思う。

中学校においては土日の部活動は停止し、それに合わせて平日の部活動も停止している学校もある。

ただ、リモートで送る会の開催を検討したり、リモートで交流する場面を作ったりといった工夫をされている学校もあるようだ。

今後、卒業に向けての取り組みで送る会も計画されていると思うが、これからの様子については学校から情報を得ていきたい。

松下委員 教育委員会として平日も土日も部活動をしないように要請しているわけではなく、各学校がそれぞれに判断されていると捉えて良いか。

総括指導主事 府の方針に従って各学校で判断されている。

井上委員 先ほど部長から感染症が出た場合の説明を受けたが、保健所の対応が結局学校任せになるということで、驚いている。普段でも時間がなく忙しいのに、このような形で保健所の対応を回されると学校としては非常に大変だと思うし、教師も疲弊する。感染者が出たら全校一斉に、給食だけ食べさせた後に帰らせて、後は教師が仕事をする時間を確保するなど、学校自体が最終的に回らなくなってしまうように、感染者、濃厚接触者が出た場合にできるだけ配慮してあげられないかと強く思う。

教育部長 井上委員のご指摘については十分認識し、学校の現場に過重な負担がかからないような方法はないか考えている。

文部科学省からは一律の休校は求めない、学習機会を保障せよという通達が来ているが、両面の課題をクリアすることは非常に難しく、学校の先生にも大変ご苦労いただいている。教育委員会からは、感染拡大のリスクがある場合には学級閉鎖、学年閉鎖、必要に応じて全校臨時休業も躊躇せず判断されるよう校長会で伝えているが、学習機会の保障とセットで考えなければならないので、タブレットを家へ持ち帰らせて、スムーズに家庭学習ができるように環境整備を進めることが課題であるが、なかなか一足飛びに進まないものもある。

先生方が家庭とのやり取りに疲弊されている状況は十分承知しているので、いただいたご意見は十分に踏まえて、今後進めていきたい。

新司委員 精北小学校の第4学年で一週間以上の学級閉鎖が行われるなど、精北地区で児童の感染が拡大している。学級閉鎖している間の報告や学校内の消毒、家庭との連携で本当に大変な状況だったと先生からお聞きした。学級閉鎖となった子どもたちについては、タブレットを1人1台配備されていたため、タブレットで学習でき、自ら進んでいろんなドリルで勉強していたようで、先生方も良かったと評価されていた。

教育部長 小学校で一番大変なのは、兄弟がいる児童である。精北小学校は当該学級以外については登校していたが、狛田地域のこまだ保育所で感染が広がっていて、こまだ保育所に通っている幼児たちの兄弟が精北小学校にいて、家庭内で感染が広がっているように思う。

井上委員 町職員の感染状況もホームページに記載されているが、

感染が拡がりつつあるのか。

教 育 部 長 保育所関係や消防で感染者が出ている。

消防は泊まりの勤務になると、職員間で接触している時間が長時間となり、一度クラスターが発生すると大きく拡がってしまう。感染自体を防ぐことは難しい状況であるため、どう拡げないかを考え、ソーシャルディスタンスの徹底など色々な対策をしていくことが必要である。

松 下 委 員 感染のピークが過ぎた後の子どもの活動をどうしていくかというタイムスケジュールを、今考えるべきだと思う。

楽しい活動がなくなって勉強ばかりとなり、不登校につながる可能性がたくさん出てきているのではと感じる。コロナで学級閉鎖になるといった特殊な状況が長期化する中で、本当に必死になって頑張っている子は多いと思う。

(7) 後援関係

12月から1月にかけて受け付けた教育委員会後援事業は、総数7件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が7件で、内訳は社会教育係が7件、社会体育係と図書係は0件である。

(8) 2月の行事予定

2月14日(月)、山城地方教育委員会連絡協議会の研修会として、府立井手やまぶき支援学校への訪問を予定。

2月16日(水)、17日(木)には、京都府の公立学校の前期選抜試験が予定されている。

2月20日(日)には、第29回相楽「少年の主張」大会が開催予定となっている。

2月もこのように行事の予定はあるが、今後の感染拡大により中止や延期となる行事も出てくることは考えられる。

(9) 閉会

教育長が第1回教育委員会の閉会を宣言。